

# 令和4年度スポーツを通じた被災地交流事業（宮城県企画）宿泊輸送等業務委託仕様書

## 1 目的

本仕様書は、スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という）に委託するスポーツを通じた被災地交流事業（宮城県企画）宿泊輸送等業務を円滑かつ効果的に行うために必要な事項を記載したものであり、乙は本仕様書に従い業務を遂行するものとする。

## 2 事業目的

「令和4年度スポーツを通じた被災地交流事業（宮城県企画）（以下「本事業」という。）」は、東日本大震災を契機として築いてきた東京都と被災地との絆をレガシーとして、東京都、岩手県、宮城県及び福島県の4者が協力して、スポーツを通じて人的・経済的・文化的交流を一層深めることを目的に実施する。また、東京2020オリンピック競技大会のサッカー競技が宮城県で開催されたことを踏まえ、サッカー競技の開催地である地域・施設ブランドをレガシーとして継承するとともに、次代を担う選手を対象としたスポーツ気運醸成を図ることを目的とする。

なお、本事業は次の概要のとおり開催する。

(1) 日程：令和4年12月10日（土）～令和4年12月11日（日）（1泊2日）

(2) 実施場所：利府町「中央公園多目的運動場 十符の里パーク（宮城県宮城郡利府町青山1-57-2）」他

(3) 参加者（予定）：120名程度（児童96～108名、引率12～24名）

東京都、岩手県、宮城県、福島県 小学生女子サッカーチーム

※小学校5、6年生を想定

1チーム20名程度（選手16～18名、引率2～4名）

※東京都、宮城県は2チーム 岩手県、福島県は1チーム参加

(4) 実施内容：

① サッカーキャンプ（サッカーを通じた交流） ※12月10日（土）に実施

・交流試合 各都県チーム、合同チームによる交流試合

・著名サッカー選手との交流体験 著名サッカー選手によるクリニック

② 防災・減災学習 ※12月11日（日）に実施

・東日本大震災の経験を踏まえた防災、減災学習を体験

## 3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和5年2月28日まで

## 4 委託業務概要

本事業では、東京都、岩手県、宮城県及び福島県の子どもたちを宮城県に招待し、参加者同士の交流試合、著名サッカー選手によるクリニック、防災・減災学習を実施する。本事業において、サッカーキャンプ（サッカーを通じた交流）及び防災・減災学習の行程を踏まえた全体の企画立案や事業の日程管理を実施の上、参加者等の移手段及び宿泊場所等を手配し、円滑な運営を行う。

なお、本事業の実施に当たっては、サッカーキャンプ開催の主管である一般社団法人宮城県サッカー協会と連携すること。

## 5 委託業務内容

### (1) 移動手段の手配

東京都、岩手県、宮城県及び福島県の参加者等について、以下のとおり移動手段を手配すること。原則として、大型バス1台に1チームが乗車することとする。

○日程 令和4年12月10日(土)～令和4年12月11日(日)

○移動手段 東京都 新幹線及びバス2台(20名程度/台で乗車予定)

岩手県 バス1台(20名程度/台で乗車予定)

福島県 バス1台(20名程度/台で乗車予定)

宮城県 バス2台(20名程度/台で乗車予定)

各都県参加者の行程等(予定)は以下のとおり。詳細は、各都県参加者決定後、甲及び参加者と調整すること。

#### ① 東京都(予定)

12/10 7:00 東京都内(集合場所)→9:00 仙台駅→9:30 利府町(中央公園多目的運動場)  
→16:00-17:00 松島町内宿泊地

12/11 9:00 松島町内宿泊地発→9:30 防災・減災学習(KIBOTCHA)→12:00 昼食(松島町内)→  
→14:00 仙台駅→16:00 東京都内(解散)

#### ② 岩手県(予定)

12/10 6:30 岩手県内(集合場所)→8:45 利府町(中央公園多目的運動場)  
→16:00-17:00 松島町内宿泊地

12/11 9:00 松島町内宿泊地発→9:30 防災・減災学習(KIBOTCHA)→12:00 昼食(松島町内)→  
16:00 岩手県内(解散)

#### ③ 福島県(予定)

12/10 6:30 福島県内(集合場所)→8:45 利府町(中央公園多目的運動場)  
→16:00-17:00 松島町内宿泊地

12/11 9:00 松島町内宿泊地発→9:30 防災・減災学習(KIBOTCHA)→12:00 昼食(松島町内)→  
16:00 福島県内(解散)

#### ④ 宮城県(予定)

12/10 8:45 利府町(中央公園多目的運動場)集合→16:00-17:00 松島町内宿泊地

12/11 9:00 松島町内宿泊地発→9:30 防災・減災学習(KIBOTCHA)→12:00 昼食(松島町内)→  
14:00 仙台駅(解散)

なお、バスの配車・運行時に生じる経費(高速道路・有料道路利用料金、駐車料金等)は、本仕様書に基づき積算し、本契約代金に含めること。

### (2) 宿泊の手配

① 参加者120名程度(児童96～108名、引率12～24名)の宿泊施設を手配すること。

② 一泊二食(夕食・朝食)付きとすること。

- ③ 宮城県宮城郡松島町内の宿泊施設であって、各都県参加者が同一会場で食事できる場所を用意すること。なお、宿泊施設は甲と協議の上、決定すること。

### (3) 食事の手配

- ① 12月10日に昼食として、参加者120名程度（児童96～108名、引率12～24名）の弁当及び温かい汁物を手配すること。

なお、交流試合の前後に食事となるため消化のよい軽食とし、500ミリペットボトル飲料を併せて提供すること。

- ② 12月11日に松島町内において参加者120名程度（児童96～108名、引率12～24名）の昼食を手配すること。

### (4) 防災・減災学習

防災教育体験宿泊施設 KIBOTCHA（東松島市）が提供する「防災教育」プログラム及び「震災の語り部」プログラムに係る手配を行うこと。入館料、プログラム受講料及び研修室設備使用料は乙が負担すること。

※来館申込は甲が行う。

### (5) 新型コロナウイルス感染症対策

- ① 参加者120名程度及び都県スタッフ10名に抗原検査キットを配送し、検査結果を取りまとめるとともに甲に報告すること。具体的な実施日程等は甲と協議の上決定すること。なお、予備の抗原検査キットを20名分手配すること。
- ② 抗原検査キット代及び配送料は乙が負担すること。
- ③ 5(2)で手配する宿泊施設において、参加者が宿泊する部屋のほか、体調不良者が発生した際の緊急対応部屋を確保すること。
- ④ 本事業の実施に当たっては、宮城県が「宮城県新型コロナウイルス感染症対策サイト」で公表する最新の感染拡大防止対策等を遵守し、甲と協議の上、必要な対応を取るものとする。

### (6) 中止時の対応

新型コロナウイルス感染症拡大又は荒天等を理由に、やむを得ず事業又は事業の一部を中止する場合がある。中止に伴う対応については、合理的な範囲において委託者との減額等に係る協議に応じるものとする。

### (7) その他

- ① 乙は、甲乙の双方を被保険者とする損害賠償責任保険（イベント保険）に加入すること。また、参加者等の怪我や事故等が発生した場合に備え、本事業の展開イベント全てに補償できる対策を講じること。なお、補償内容等については、委託者と協議すること。また、万一事故が発生した場合には、誠意ある対応を行うこと。
- ② 業務全体の進捗管理を適切に行うこと。
- ③ 都県スタッフ用の運営マニュアル（電子データ及び紙10部）及び参加者用の冊子（電子データ及び紙120部）を作成すること。
- ④ 各都県の集合場所から解散場所まで添乗する人員を配置すること。

## 6 成果品

### 実績報告書

本企画終了後、委託期間中に行った全ての活動に関して実績報告書を作成すること。実績報告書には、目次、概要、組織図（体制図）、全体スケジュール実績、防災・減災学習、輸送・宿泊・食事の実績、準備物品・備品一覧、その他必要事項を網羅すること。

また、本企画にかかる報道内容について調査（新聞、雑誌、テレビ、web 等）を行い、実施報告書に掲載すること。

(1) 数量：4部及び電子データ

(2) 製版：カラー両面印刷

## 7 提出書類

乙は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

① 実施行程表

② 業務実施体制図

③ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了後に速やかに提出するもの

① 完了届

② その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

## 8 事業実施にあたっての打合せ

乙は、本業務の期間において、甲（構成員のうち特に宮城県）との間で随時打合せを行うものとする。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙が協議の上、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。

## 10 担当

スポーツを通じた被災地交流事業実行委員会事務局  
(東京都生活文化スポーツ局スポーツ総合推進部スポーツ課)  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話：03-5320-7714

## 個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項

(個人情報の帰属)

第1条 本業務の履行に際してスポーツを通じた被災地交流事業実行委員会（以下「委託者」という。）が受託者に貸与するデータ、帳票、資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から受託者が作成した個人情報並びに委託管理上委託者が保有する必要のある個人情報は、全て委託者の保有する個人情報とする。

(受託者の責務)

第2条 受託者は、本業務の履行に際して取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う義務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払う。

2 前項の規定により受託者が負う責務及び秘密保持に必要な事項のうち、委託者の保有する個人情報に係る事項は、次の各号による。

- (1) 委託者の保有する個人情報の目的外利用及び第三者への提供等を行うことの禁止
- (2) 再委託を行う場合は、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容及び事業執行場所を委託者に通知し承諾を得た上で、再委託先にも本条と同様の秘密保持に関する取扱いとする責務を課し、遵守させること。

また、当該再委託に係る個人情報の安全管理が図られるよう、当該再委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- (3) 委託者の保有する個人情報の複写及び複製の禁止

なお、委託者の保有する個人情報の複写又は複製を行う場合は、あらかじめ委託者の承諾を得た上で、複写又は複製の範囲を最小限に止めること。

- (4) 個人情報の授受、保管及び管理については、個人情報の紛失、消滅、毀損等の事故を防止するため、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に格納する等、適正に管理等を行うこと。
- (5) 個人情報保護に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者が、厳重な注意を払い委託者の保有する個人情報を管理すること。
- (6) 前号の業務責任者は、委託者の保有する個人情報を取り扱う業務に従事する者に対して、事前に個人情報保護に関する教育や研修を行うこと。
- (7) 委託者が必要に応じて行う委託者の保有する個人情報の管理状況についての立入調査に対応すること。
- (8) 事故発生時には速やかに委託者に報告すること。

なお、委託者は、必要に応じて受託者の名称を含む当該事故に係る必要な事項の公表を行うことができる。

- (9) 本業務履行中に不良品又は不用品が発生したときは、その発生数量及び発生原因を委託者に報告し、その処分について委託者と協議すること。
- (10) 業務終了後又は委託者が請求したときは、委託者が提供した個人情報の記載・記録された資料等について、速やかに委託者に返還すること。
- (11) 前号に規定する委託者が提供した資料等以外の業務に係る個人情報については、業務終了後、適正に廃棄又は消去し、廃棄又は消去結果について、記録媒体ごとに、消去した情報・数量・消去方法・消去日等を書面で委託者に報告すること。

(契約解除及び損害賠償)

第3条 委託者は、受託者が関係法令や前二条の個人情報保護に関する義務規定に違反し又は義務を怠ったときは、受託者に対して契約書等にある契約解除及び損害賠償請求等の措置を行うものとする。

(その他)

第4条 受託者は、本特記事項の解釈等、個人情報の取扱について疑義を生じた場合、その都度委託者に確認し、本業務を行うこと。

以上

## 1 東京都グリーン購入推進方針

物品等の調達に当たっては、その必要性をよく考えた上で、価格・機能・品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ少ないものを選択して購入することとする。その際、可能な限り、製品やサービスの生産から流通、使用、廃棄に至るまでのライフサイクルにおいて環境への負荷が少ないものを選択することが必要である。そこで、調達する各製品やサービスごとに、適正な価格・機能・品質を確保しつつ、以下の観点で他の製品等と比較して、相対的に環境負荷の少ないものを選択することとする。

### <製造段階での環境配慮>

- (1) 再生材料（再生紙、再生樹脂等）を使用したもの
- (2) 余材、廃材（間伐材、小径材等）を使用したもの
- (3) 再生しやすい材料を使用したもの

### <使用段階での環境配慮>

- (4) 使用時の資源やエネルギーの消費が少ないもの
- (5) 修繕や部品の交換・詰め替えが可能なもの
- (6) 梱包・包装が簡易なもの、又は梱包・包装材に環境に配慮した材料を使用したもの

### <廃棄・リサイクル段階での環境配慮>

- (7) 分別廃棄やリサイクルがしやすい（単一素材、分離可能等）もの
- (8) 回収・リサイクルシステムが確立しているもの
- (9) 耐久性が高く、長期使用が可能なもの

### <その他の環境配慮>

- (10) 製造・使用・廃棄等の各段階で、有害物質を使用又は排出しないもの。
- (11) 製造・使用・廃棄等の各段階で、環境への負荷が大きい物質（温室効果ガス等）の使用、排出が少ないもの
- (12) その他

## 2 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- (1) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。